

【オプトレ!】店頭通貨バイナリーオプション取引約款 新旧対照表

下線部分が変更点

| 変更箇所 | 新約款 | 旧約款 |
|------------------------------|--|---|
| 第 1 条 (本約款の趣旨) | <p>1. この約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまがワイジェイ FX 株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う店頭通貨バイナリーオプション取引（以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。）に関して、当社の取引システム（以下「本システム」といいます。）によりお客さまに提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。<u>なお、本約款で使用する本取引特有の用語は、店頭通貨バイナリーオプション取引説明書（以下「取引説明書」といいます。）の関連箇所または用語集において説明しています。</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> | <p>1. この約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまがワイジェイ FX 株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う店頭通貨バイナリーオプション取引（以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。）に関して、当社の取引システム（以下「本システム」といいます。）によりお客さまに提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。<u>(記載なし)</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> |
| 第 2 条 (リスクおよび自己責任の原則) | <p>店頭通貨バイナリーオプション取引には外貨預金・外貨建て MMF 等のお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客さまは、本取引を行うにあたり、当社から本約款および取引説明書の交付を受けたことを確認し、それらの内容を十分に理解し、これらを異議なく承諾していただき、かつ店頭通貨バイナリーオプション取引の<u>特徴、仕組み、リスクおよび取引条件等を把握し、</u>また次の各号に掲げる本取引のリスク等を十分に理解した上で、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うことに合意するものとします。</p> <p>(1) 店頭通貨バイナリーオプション取引は、政治・経済情勢の変化および各国政府・自主規制機関の法令等（第 8 条第 7 項に定義されます。）もしくは規制等により影響を受けるおそれがあること。</p> <p>(2) システム機器、通信機器等の故障・障害等その他のシステム上の問題を原因とする不測の事態により取引の制限が生じるおそれがあること。</p> <p>(3) 外国為替市場では、24 時間常為替レートが変動しており、当サービスにおいて投資対象であるオプションの購入価格お</p> | <p>店頭通貨バイナリーオプション取引には外貨預金・外貨建て MMF 等のお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客さまは、本取引を行うにあたり、当社から本約款および取引説明書の交付を受けたことを確認し、それらの内容を十分に理解し、これらを異議なく承諾していただき、かつ店頭通貨バイナリーオプション取引の<u>特徴、仕組みおよびリスク、</u>ならびに本取引の<u>特徴、取引条件を把握し、</u>また次の各号に掲げる本取引のリスク等を十分に理解した上で、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うことに合意するものとします。</p> <p>(1) 店頭通貨バイナリーオプション取引は、政治・経済情勢の変化および各国政府・自主規制機関の法令等（第 8 条第 7 項に定義されます。）もしくは規制等により影響を受けるおそれがあること。</p> <p>(2) システム機器、通信機器等の故障・障害等その他のシステム上の問題を原因とする不測の事態により取引の制限が生じるおそれがあること。</p> <p>(3) 外国為替市場では、24 時間常為替レートが変動しており、当サービスにおいて投資対象であるオプションの購入価格お</p> |

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| | <p>よび売却価格や判定価格は、オプションの原資産である為替レートの変動の影響を受けます。(土日・一部の休日を除きます。)従って、相場がお客さまの予測と一致しなかった場合には、投資した金額の全てを失うこと。</p> <p>(4) お客さまが行う店頭通貨バイナリーオプション取引は、利益を得られることや、元本の保証を約束したものではないため、最大でオプション購入合計金額の損失が発生すること。</p> <p>(5) <u>本取引は当社がお客さまの相手方となり行う取引であるため、オプションの条件(原資産価格等の状況)にかかわらず、当社の経営・財務状況によっては投資元本を割り込む可能性があること。</u></p> <p>(省略)</p> | <p>よび売却価格や判定価格は、オプションの原資産である為替レートの変動の影響を受けます。(土日・一部の休日を除きます。)従って、相場がお客さまの予測と一致しなかった場合には、投資した金額の全てを失うこと。</p> <p>(4) お客さまが行う店頭通貨バイナリーオプション取引は、利益を得られることや、元本の保証を約束したものではないため、最大でオプション購入合計金額の損失が発生すること。</p> <p>(5) <u>本取引は当社とお客さまの相手方となり行う取引であるため、オプションの条件(原資産価格等の状況)にかかわらず、当社の経営・財務状況によっては投資元本を割り込む可能性があること。</u></p> <p>(省略)</p> |
| <p>第6条(知識確認テストおよび取引の適格要件)</p> | <p>1. お客さまは、本取引を行うことを目的とした場合、当社の所定の手続き(本人確認の手続き等を含みます。)に従い、店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座(以下「外貨 ex 口座」といいます。)の開設の申し込みを行います。開設手続き終了後、店頭通貨バイナリーオプションに関する知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプションの取引が可能になります。また、既に外貨 ex 口座をお持ちのお客さまは前述の知識確認テストを<u>受けて合格していただくことで店頭通貨バイナリーオプションの取引が可能になります。</u></p> <p>2. <u>店頭通貨バイナリーオプション取引口座(以下「本口座」といいます。)</u>の開設および個別取引の実施にあたっては、当該時点において、お客さまが店頭通貨バイナリーオプション取引の<u>特徴、仕組み、リスクおよび取引条件等について、本約款および取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していること、および以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</u> (個人のお客さまの場合)</p> <p>(1) ご自身の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行えること。</p> <p>(2) 当社から電子メールまたは電話で常時連絡を取ることができること。</p> <p>(3) ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。</p> <p>(4) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書</p> | <p>1. お客さまは、本取引を行うことを目的とした場合、当社の所定の手続き(本人確認の手続き等を含みます。)に従い、店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座(以下「外貨 ex 口座」といいます。)の開設の申し込みを行います。開設手続き終了後、店頭通貨バイナリーオプションに関する知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプションの取引が可能になります。また、既に外貨 ex 口座をお持ちのお客さまは前述の知識確認テストを<u>受けていただくことで店頭通貨バイナリーオプションの取引が可能になります。</u></p> <p>2. <u>本口座の開設および個別取引の実施にあたっては、当該時点において、お客さまが店頭通貨バイナリーオプション取引の<u>特徴、仕組みおよびリスク、ならびに、本取引の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク等について、本約款および取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していること、および以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</u></u> (個人のお客さまの場合)</p> <p>(1) ご自身の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行えること。</p> <p>(2) 当社から電子メールまたは電話で常時連絡を取ることができること。</p> <p>(3) ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。</p> <p>(4) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。</p> <p>(5) 日本国内に居住する 20 歳以上の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(6) 本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。</p> <p>(7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</p> <p>(8) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座はお客さまの<u>外貨 ex 口座</u>となることを同意いただけること。</p> <p>(省略)</p> <p>(法人のお客さまの場合)</p> <p>(1) 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。</p> <p>(2) 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。</p> <p>(3) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること。また、取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。なお、当社所定の「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引担当者は 1 口座につき 1 名。 ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。 ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。 ・日本国内に居住する 20 歳以上の行為能力を有する個人であること。 ・口座名義人である法人に籍があること。 <p>(4) 取引担当者の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行えること。</p> <p>(5) 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができ</p> | <p>面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。</p> <p>(5) 日本国内に居住する 20 歳以上の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(6) 本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。</p> <p>(7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</p> <p>(8) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座はお客さまの<u>店頭外国為替証拠金取引口座（外貨 ex 口座）</u>となることを同意いただけること。</p> <p>(省略)</p> <p>(法人のお客さまの場合)</p> <p>(1) 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。</p> <p>(2) 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。</p> <p>(3) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること。また、取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。なお、当社所定の「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引担当者は 1 口座につき 1 名。 ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。 ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。 ・日本国内に居住する 20 歳以上の行為能力を有する個人であること。 ・口座名義人である法人に籍があること。 <p>(4) 取引担当者の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行えること。</p> <p>(5) 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができ</p> |
|--|---|--|

| | | |
|----------------------------------|--|--|
| | <p>ること。</p> <p>(6) 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。</p> <p>(7) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。</p> <p>(8) 本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。</p> <p>(9) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</p> <p>(10) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座はお客さまの<u>外貨 ex 口座</u>となることを同意いただけること。</p> <p>(省略)</p> | <p>ること。</p> <p>(6) 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。</p> <p>(7) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。</p> <p>(8) 本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。</p> <p>(9) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</p> <p>(10) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座はお客さまの<u>店頭外国為替証拠金取引口座（外貨 ex）口座</u>となることを同意いただけること。</p> <p>(省略)</p> |
| <p>第 7 条（本取引に関する注意事項）</p> | <p>1. 法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。</p> <p>(1) 当社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げます。</p> <p>(2) 取引担当者と連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連絡させていただきます。</p> <p>2. 本取引に関して行われる全ての金銭の計上は本口座を用いて処理するものとします。本口座は、<u>お客さまお一人さま（法人の場合は、一法人さま）につき、一口座とさせていただきます。</u></p> <p>3. 本口座の開設または個別取引の諾否は、当社が当社の審査基準（第 6 条第 2 項に定める適格要件を含みます。）に基づき判定するものとし、かかる審査基準に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は本口座の開設または個別取引をお断りすることができるものとします。なお、当社は、かかる審査基準を開示しないものとします。また、判定の結果当社が本口座の開設または個別取引をお断りした場合であっても、当社は、その理由については開示しないものとします。</p> <p>4. 本口座を開設したお客さまが、第 6 条第 2 項に定められる適格要件を満たさなくなった場合には、直ちに当社に対して通知するものと</p> | <p>1. 法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。</p> <p>(1) 当社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げます。</p> <p>(2) 取引担当者と連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連絡させていただきます。</p> <p>2. 本取引に関して行われる全ての金銭の計上は本口座を用いて処理するものとします。本口座は、<u>お客さまお一人さまにつき、一口座とさせていただきます。</u></p> <p>3. 本口座の開設または個別取引の諾否は、当社が当社の審査基準（第 6 条第 2 項に定める適格要件を含みます。）に基づき判定するものとし、かかる審査基準に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は本口座の開設または個別取引をお断りすることができるものとします。なお、当社は、かかる審査基準を開示しないものとします。また、判定の結果当社が本口座の開設または個別取引をお断りした場合であっても、当社は、その理由については開示しないものとします。</p> <p>4. 本口座を開設したお客さまが、第 6 条第 2 項に定められる適格要件を満たさなくなった場合には、直ちに当社に対して通知するものと</p> |

| | | |
|-----------------------------|---|--|
| | <p>します。</p> <p>5. お客様は本口座の開設および登録情報の変更の際に、<u>本取引</u>への投資可能金額を、外貨 ex で設定された資産合計（年収と金融資産の合計）を超えて設定しないものとします。</p> <p>6. お客様が本口座の開設および登録情報の変更の際に、<u>本取引</u>への投資可能金額を、外貨 ex で設定された資産合計（年収と金融資産の合計）を超えて設定された場合において、一定期間を経過しても適正な状態（投資可能金額<資産合計）に更新されない場合、お客様保護の観点から当社の判断にて適正な状態に変更させていただきます。</p> | <p>します。</p> <p>5. お客様は本口座の開設および登録情報の変更の際に、「<u>オプトレ!</u>」への投資可能金額を、外貨 ex で設定された資産合計（年収と金融資産の合計）を超えて設定しないものとします。</p> <p>6. お客様が本口座の開設および登録情報の変更の際に、「<u>オプトレ!</u>」への投資可能金額を、外貨 ex で設定された資産合計（年収と金融資産の合計）を超えて設定された場合において、一定期間を経過しても適正な状態（投資可能金額<資産合計）に更新されない場合、お客様保護の観点から当社の判断にて適正な状態に変更させていただきます。</p> |
| 第 8 条（口座の開設手続および名義） | <u>第 8 条（口座の開設手続および名義）</u> | <u>第 8 条（口座の名義）</u> |
| 第 10 条（本サービス提供の一時停止） | <p>当社判断により、以下のいずれかに該当する場合には、取引を停止させていただきます場合がございます。</p> <p>(1) 経済環境の急変等により、お客様の取引が一部のオプションに偏重し、当社の自己資本に著しい影響を与えるような状況となった場合、当回事の新規の購入を停止する場合があります。その場合でも、取引期間中の売却は可能です。</p> <p>(2) 天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、為替相場の異常な変動等の特殊な状況により、当社からのレートの提示が困難となった場合や、システム障害等予期せぬ事態により、取引の継続が困難であると当社が判断した場合には、売却取引も含めた全ての取引停止および状況に応じた強制払い戻しの手続き（購入金額の返金）を行うことがあります。強制払い戻しが決定した場合であっても、決定の時点で既にオプションを売却されていた場合は、その売却が優先されますので、強制払い戻しの対象とはなりません。</p> <p>(3) <u>本取引</u>により生じた損失が、お客様が設定された損失限度額を超過した場合、損失が発生した日の翌営業日から同年 12 月の最終営業日まで取引を停止させていただきます。</p> <p>(4) <u>本取引</u>の 1 日の取引額が、500 万円（1 日のお取引限度額）を超過した場合、超過した翌回号から、当日の 11 回号終了まで取引を停止させていただきます。</p> <p>(5) <u>本取引</u>に関して、当社が認めていないシステムツール等をお客</p> | <p>当社判断により、以下のいずれかに該当する場合には、取引を停止させていただきます場合がございます。</p> <p>(1) 経済環境の急変等により、お客様の取引が一部のオプションに偏重し、当社の自己資本に著しい影響を与えるような状況となった場合、当回事の新規の購入を停止する場合があります。その場合でも、取引期間中の売却は可能です。</p> <p>(2) 天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、為替相場の異常な変動等の特殊な状況により、当社からのレートの提示が困難となった場合や、システム障害等予期せぬ事態により、取引の継続が困難であると当社が判断した場合には、売却取引も含めた全ての取引停止および状況に応じた強制払い戻しの手続き（購入金額の返金）を行うことがあります。強制払い戻しが決定した場合であっても、決定の時点で既にオプションを売却されていた場合は、その売却が優先されますので、強制払い戻しの対象とはなりません。</p> <p>(3) 「<u>オプトレ!</u>」取引により生じた損失が、お客様が設定された損失限度額を超過した場合、損失が発生した日の翌営業日から同年 12 月の最終営業日まで取引を停止させていただきます。</p> <p>(4) 「<u>オプトレ!</u>」の 1 日の取引額が、500 万円（1 日のお取引限度額）を超過した場合、超過した翌回号から、当日の 11 回号終了まで取引を停止させていただきます。</p> <p>(5) 「<u>オプトレ!</u>」取引に関して、当社が認めていないシステムツー</p> |

| | | |
|-------------------------|---|--|
| | <p>さまが利用していると当社にて判断した場合、取引を停止させていただきます。</p> <p>(省略)</p> | <p>ル等を、お客さまが利用していると当社にて判断した場合、取引を停止させていただきます。</p> <p>(省略)</p> |
| 第 11 条 (預託金) | <ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまは、個別取引を行うにあたり、個別取引によって生じるお客さまの一切の債務を担保するために、当社に対して、当該個別取引にかかるオプション購入金額を外貨 ex 口座からの振替により本口座にあらかじめ預託するものとします。 2. 預託金の入金、お客さまの<u>外貨 ex 口座から本口座への振替手続きの完了時点</u>ではなく、<u>本システムがその振替を合理的に認識する時点</u>をもって預託されたものとします。 3. 預託金の出金は、お客さまの振替手続きの完了時点ではなく、本システムが外貨 ex 口座への振替を合理的に認識する時点をもって手続きされたものとします。 4. 預託金には、利息が付与されないものとします。 5. 本約款に定める他、<u>振替入出金</u>の手続きその他の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまは、個別取引を行うにあたり、個別取引によって生じるお客さまの一切の債務を担保するために、当社に対して、当該個別取引にかかるオプション購入金額を外貨 ex 口座からの振替により本口座にあらかじめ預託するものとします。 2. 預託金の入金、お客さまの<u>振り込みの完了時点</u>ではなく、<u>本システムが外貨 ex 口座からの振替を合理的に認識する時点</u>をもって預託されたものとします。 3. 預託金の出金は、お客さまの振替手続きの完了時点ではなく、本システムが外貨 ex 口座への振替を合理的に認識する時点をもって手続きされたものとします。 4. 預託金には、利息が付与されないものとします。 5. 本約款に定める他、<u>入出金</u>の手続きその他の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。 |
| 第 12 条 (預託金への振替) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 外貨 ex 口座を開設されているお客さまは、お客さまが外貨 ex 口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまが開設されている<u>本口座</u>へ振り替えることができます。 2. 振替の依頼は、原則、本システムに従ってのみ行うことができます。 3. 本約款に定める他、<u>預託金への振替</u>の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 外貨 ex 口座を開設されているお客さまは、お客さまが外貨 ex 口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまが開設されている「<u>オプトレ!</u>」<u>口座</u>へ振り替えることができます。 2. 振替の依頼は、原則、本システムに従ってのみ行うことができます。 3. 本約款に定める他、<u>預託金への振替</u>の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。 |
| 第 13 条 (注文) | <u>第 13 条 (注文)</u> | <u>第 13 条 (注文および注文の有効期限)</u> |

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| <p>第 15 条 (オプションの売却)</p> | <p>1. お客様が本システムを利用して当社に注文し約定したオプションについては、約定の取消（クーリングオフ）をすることはできないものとします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、各回号の取引可能時間内であれば、お客様ご自身の判断により、購入したオプションの売却取引を行うことができるものとします。ただし、売却取引時の時価額は、相場状況によっては購入時にお支払いいただいた金額を下回り、お客様が損失を被る場合もあるものとします。</p> <p>3. お客様が、取引可能時間中に売却取引を行わず、また原資産価格が権利行使価格（または権利行使価格帯）に達しなかった場合は、支払ったオプション購入金額の全額を失うこととなります。</p> | <p>1. お客様が本システムを利用して当社に注文したオプションについては、注文の取消（クーリングオフ）をすることはできないものとします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、各回号の取引可能時間内であれば、お客様ご自身の判断により、購入したオプションの売却取引を行うことができるものとします。ただし、売却取引時の時価額は、相場状況によっては購入時にお支払いいただいた金額を下回り、お客様が損失を被る場合もあるものとします。</p> <p>3. お客様が、取引可能時間中に売却取引を行わず、また原資産価格が権利行使価格（または権利行使価格帯）に達しなかった場合は、支払ったオプション購入金額の全額を失うこととなります。</p> |
| <p>第 27 条 (免責事項)</p> | <p>1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(1) <u>天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、為替相場の異常な変動等の特殊な状況により、店頭通貨バイナリーオプション取引の注文執行、金銭の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。</u></p> <p>(2) 外国為替市場の閉鎖または規則の変更等の事由により、お客様の店頭通貨バイナリーオプション取引にかかる注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害。</p> <p>(3) 各国政府の法令等、行政機関のガイドライン、規制等の新設・改廃または自主規制機関の規制等の新設・改廃により生じた損害。</p> <p>(4) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬または遅延等の事由（インターネット回線の混雑を含みます。）により生じた損害。</p> <p>(5) 法令等、本約款に従って当社が本人確認した上で、金銭の授受その他の処理を行ったことに起因または関連して生じた損害。</p> <p>(6) お客様の口座番号等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されている口座番号等との一致を当社が確認して行った取引により生じた損害。</p> <p>(7) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障・誤作動、当社のコンピューターシステムやソフトウェアの故障・誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステムやソフトウェアの故障・誤作動等その他取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア・ソフトウェア・システムの故障や誤</p> | <p>1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(1) <u>天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変または相場の急変等の事由により、店頭通貨バイナリーオプション取引の注文執行、金銭の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。</u></p> <p>(2) 外国為替市場の閉鎖または規則の変更等の事由により、お客様の店頭通貨バイナリーオプション取引にかかる注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害。</p> <p>(3) 各国政府の法令等、行政機関のガイドライン、規制等の新設・改廃または自主規制機関の規制等の新設・改廃により生じた損害。</p> <p>(4) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬または遅延等の事由（インターネット回線の混雑を含みます。）により生じた損害。</p> <p>(5) 法令等、本約款に従って当社が本人確認した上で、金銭の授受その他の処理を行ったことに起因または関連して生じた損害。</p> <p>(6) お客様の口座番号等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されている口座番号等との一致を当社が確認して行った取引により生じた損害。</p> <p>(7) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障・誤作動、当社のコンピューターシステムやソフトウェアの故障・誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステムやソフトウェアの故障・誤作動等その他取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア・ソフトウェア・システムの故障や誤</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>作動により生じた損害。</p> <p>(8) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスで提供する約定結果、取引情報およびその他の情報伝達遅延、誤謬または欠陥により生じた損害。</p> <p>(9) お客様の注文ミスまたはお客様が必要な確認を怠ったために、注文が成立され、または成立されなかったことにより生じた損害。</p> <p>(10) 本口座の機能の全部もしくは一部の停止、解約等に基づきお客様に発生した損害。</p> <p>(11) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたことにより生じた損害。なお、かかる事由には、<u>カバー取引先</u>からの異常レートの配信、またはシステムの故障その他の原因により、当社 Web サイトに表示される為替レートの誤表示等を含みますが、これらに限られません。</p> <p>(省略)</p> <p>2. 相場急変動等による<u>カバー取引先</u>からの異常レートの配信により外貨 ex からのレートも異常となった場合や、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レートの誤表示（当社の Web サイトに表示される為替レートの誤表示を含みます。）が発生した場合には、当社は、当該レートに基づく一切の取引を取り消すことができるものとし、その損害について当社は免責されるものとします。</p> <p>また、相場急変動等による<u>カバー取引先</u>からのレート配信の停止または異常レートの配信により外貨 ex からのレートも停止された場合や、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レート配信の停止が発生した場合も同様に、その損害について当社は免責されるものとします。</p> <p>(省略)</p> | <p>作動により生じた損害。</p> <p>(8) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスで提供する約定結果、取引情報およびその他の情報伝達遅延、誤謬または欠陥により生じた損害。</p> <p>(9) お客様の注文ミスまたはお客様が必要な確認を怠ったために、注文が成立され、または成立されなかったことにより生じた損害。</p> <p>(10) 本口座の機能の全部もしくは一部の停止、解約等に基づきお客様に発生した損害。</p> <p>(11) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたことにより生じた損害。なお、かかる事由には、<u>カウンターパーティー</u>からの異常レートの配信、またはシステムの故障その他の原因により、当社 Web サイトに表示される為替レートの誤表示等を含みますが、これらに限られません。</p> <p>(省略)</p> <p>2. 相場急変動等による<u>カウンターパーティー</u>からの異常レートの配信により外貨 ex からのレートも異常となった場合や、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レートの誤表示（当社の Web サイトに表示される為替レートの誤表示を含みます。）が発生した場合には、当社は、当該レートに基づく一切の取引を取り消すことができるものとし、その損害について当社は免責されるものとします。</p> <p>また、相場急変動等による<u>カウンターパーティー</u>からのレート配信の停止または異常レートの配信により外貨 ex からのレートも停止された場合や、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レート配信の停止が発生した場合も同様に、その損害について当社は免責されるものとします。</p> <p>(省略)</p> |
|--|--|--|

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| <p>第 29 条 (本口座の停止または解約)</p> | <p>1. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において本口座での預託金の出金、注文等ができなくなります。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、外貨 ex 口座またはトレードコレクター口座の停止の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。</p> <p>(3) 第 37 条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意しない時。</p> <p>(4) お客さまが第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 外貨 ex 口座が停止された時。</p> <p>(6) トレードコレクター口座が停止された時。</p> <p>(7) 当社により過誤入金となされた時。</p> <p>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、外貨 ex 口座またはトレードコレクター口座の解約の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客さまが第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) 本口座、外貨 ex 口座またはトレードコレクター口座が解約された時。</p> <p>(8) お客さまが、当社が認めていないシステムツールを利用して取引を行っている当社にて判断した場合。</p> | <p>1. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において本口座での預託金の出金、注文等ができなくなります。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、外貨 ex 口座またはトレードコレクター口座の停止の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。</p> <p>(3) 第 37 条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意しない時。</p> <p>(4) お客さまが本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 外貨 ex 口座が停止された時。</p> <p>(6) トレードコレクター口座が停止された時。</p> <p>(7) 当社により過誤入金となされた時。</p> <p>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、外貨 ex 口座またはトレードコレクター口座の解約の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客さまが本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) 本口座、外貨 ex 口座またはトレードコレクター口座が解約された時。</p> <p>(8) お客さまが、当社が認めていないシステムツールを利用して取引を行っている当社にて判断した場合。</p> |
|------------------------------------|--|--|

| | | |
|-------------------------------|---|---|
| | <p>(9) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p> <p>3. 本口座の機能の全部または一部が停止される場合において、お客さまが当社と行う本取引において購入済みで取引期間中のオプションがある時、またはお客さまの当社に対する債務が残存する時は、当社は、お客さまの計算において売却等により決済した上で、<u>第21条および(充当の指定)第19条(差引計算)</u>に定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を清算できるものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客さまは当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p> <p>4. 本口座が解約される場合において、お客さまが当社と行う本取引において購入済みで取引期間中のオプションがある時、またはお客さまの当社に対する債務が残存する時は、当社は、お客さまの計算において売却取引等により決済した上で、<u>第21条および(充当の指定)第19条(差引計算)</u>に定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を清算できるものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客さまは当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p> <p>(省略)</p> | <p>(9) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p> <p>3. 本口座の機能の全部または一部が停止される場合において、お客さまが当社と行う本取引において購入済みで取引期間中のオプションがある時、またはお客さまの当社に対する債務が残存する時は、当社は、お客さまの計算において売却等により決済した上で、<u>本約款第21条および(充当の指定)第19条(差引計算)</u>に定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を清算できるものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客さまは当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p> <p>4. 本口座が解約される場合において、お客さまが当社と行う本取引において購入済みで取引期間中のオプションがある時、またはお客さまの当社に対する債務が残存する時は、当社は、お客さまの計算において売却取引等により決済した上で、<u>本約款第21条および(充当の指定)第19条(差引計算)</u>に定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を清算できるものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客さまは当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p> <p>(省略)</p> |
| <p>第33条(個人情報の取り扱い)</p> | <p>当社によるお客さまの個人情報の取り扱い、利用目的等については、当社が別途お客さまに交付する書面にて通知し、または当社が Web サイトにて別途公表するところに従うものとします。なお、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法) <u>および金融商品取引法等の関連法令</u>に基づき、お客さまの「本人確認記録」および「取引記録」を、当社にて<u>最低10年間</u>保管する必要があります。</p> | <p>当社によるお客さまの個人情報の取り扱い、利用目的等については、当社が別途お客さまに交付する書面にて通知し、または当社が Web サイトにて別途公表するところに従うものとします。なお、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)に基づき、お客さまの「本人確認記録」および「取引記録」を、当社にて<u>最低7年間</u>保管する必要があります。</p> |